

鎌倉行革市民会議 平成 22 年度

第 1 回会議録

開催日時 平成 22 年 7 月 16 日（金） 午前 10 時～正午

会 場 201 会議室

出席委員 兼村会長、水田委員、高木委員、飯沼委員、田村委員、渡辺委員

出席職員 瀧澤経営企画部長、小嶋経営企画部次長兼行革推進課長、
服部財政課長、関経営企画課課長補佐、土屋行革推進課係長、樋口行革推進
課係長

- 議 事**
1. 会長、副会長の選任
 2. 傍聴者の取扱いについて
 3. 鎌倉行政経営戦略プランの取組み及び実績について
 4. 鎌倉行政経営戦略プランの平成 21 年度の取組み及び実績に対する
評価について
 5. 今後のスケジュールについて
 6. その他

*市長挨拶、委嘱式、委員自己紹介、事務局の紹介の後、議事が進行しました。

瀧澤経営企画部長： それでは、委嘱式も終了したので、会議に移らせていただきます。

会長が選任されるまで、私が進行を務めさせていただきます。

議題1の会長、副会長の選任についてですが、「鎌倉市行革市民会議設置要綱第5条」により、委員の皆さんの互選となっていますが、選任方法について意見はありますか。

意見がないようですが、事務局から提案はありますか。

事務局： 会議の継続性もあります。従来、会長、副会長は専門委員から選任してきた経緯もありますので、前回会長の兼村委員、副会長のB委員にお願いしたいと思います。

瀧澤経営企画部長： 事務局案でよろしいでしょうか。

委員一同： 了承

瀧澤経営企画部長： では、兼村委員に会長、B委員に副会長をとということでお願いすることにします。よろしくお願いします。

それでは、会長が決まりましたので、これ以降は会長に議事進行をお願いします。

会長： 継続性ということで僭越ではありますが、会長を精一杯務めさせていただきますのでよろしくお願いします。

鎌倉市は不交付団体ですが、経費が高いこともあり、まだまだ行革を進めていく必要があります。また市民目線で、委員の方に意見をいただきながら、よりよい市政を目指して、我々も委嘱された責務を果たしたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

それでは、議題に入りたいと思います。議題2の「傍聴者の取扱いについて」ですが、この会議は傍聴者がいる場合は公開ということですがよろしいでしょうか。

委員一同： 了承

会長： それでは、この会議は傍聴者がいる場合は公開ということにいたします。本日の傍聴者についてはいかがでしょう

事務局： 本日は傍聴者の方はいらっしゃいません。

会長： それでは次、議題の3 鎌倉行政経営戦略プランの取組み及び実績について、事務局から説明をお願いします。

事務局： 鎌倉行政経営戦略プランの取組及び実績について、ご報告させていただきます。始めに、資料6 行革推進体制イメージ図をご覧ください。

鎌倉市の行革を進める上での取組体制について説明いたします。本市の行革推進体制は、庁内推進組織と外部組織とに分かれています。

庁内推進組織には、市民サービスの向上及び社会情勢の変化に対応した

効率的かつ効果的な行財政運営を推進するため、鎌倉市行革推進会議を設置しており、その構成として、行革推進本部会議と行革推進委員会があります。行革を進めていくための最高審議機関は、市長を本部長とする行革推進本部会議となります。

行革推進本部会議は、(1)行財政改革に関する計画の策定及び推進についての事項、(2)組織についての事項、(3)その他本部長が必要と認める事項の審議を行い、その実施に関する方針を決定するものです。

行革推進本部会議には、例えば、組織・機構の見直しを図るための部会など、必要に応じて部会及びプロジェクトを設置することができることとなっています。行革推進委員会の役割は、本部長の指示により、(1)本部会議に係る審議事項の事前協議についての事項、(2)行財政改革に関する計画の各部間の調整についての事項、(3)行財政改革に関する計画の進行政管理についての事項、(4)その他本部長が指示する事項、について協議調整を行うものです。

外部組織としましては、専門委員・公募の市民委員からなる鎌倉行革市民会議があります。行革市民会議には、鎌倉行政経営戦略プランに関する事項、行政活動に関する事項について意見・評価をいただくことになっています。

庁内組織である行革推進本部会議、行革推進委員会と外部組織である鎌倉行革市民会議との連携により、本市の行革推進体制は成り立っています。

続きまして、これまでの行財政改革の取組み状況と「鎌倉行政経営戦略プラン」についてご説明します。資料7 鎌倉行政経営戦略プランにそってご説明します。

資料の1ページをご覧ください。本市では、平成11年度に限られた行政資源を最大限有効活用して、高まる市民ニーズに応えていくための指針として、平成17年度までを計画期間とした「かまくら行財政プラン」を策定し、「協働」と「効率化」を柱とした行財政改革に取り組んできました。さらに平成14年度には、「協働」と「効率化」の二つの目標に加え、「行政サービスの向上」「財政力の向上」「運営プロセス効率の向上」「運営資源の最大活用」というバランススコアカードの発想に基づく4つの視点を戦略目標とした「かまくら行財政プラン後期実施計画」をスタートさせ、行財政改革をさらに推進してきました。この間、職員数の適正化、市民サービスの向上、行政評価の実施等に取り組み、職員数200人以上の削減を達成し、財政的な効果額として11年度から17年度までの7年間の累積額で200億円以上の成果をあげました。

平成17年度をもって「かまくら行財政プラン」は計画期間を満了しま

したが、行政を取り巻く環境は、少子高齢化、多様化する市民ニーズ、指定管理者制度を始めとする公共領域の民間への開放等、さらに複雑に変化が進んでおり、このような、状況の中で、平成18年度から22年度までの5年間を計画期間とする「鎌倉行政経営戦略プラン」を平成18年4月に策定いたしました。現在プランの最終年度を迎えています。このプランでは、限られた経営資源をより効果的・効率的に活用し、最大限の効果を上げるために、経営の視点を重視しています。また、プランの柱となる基本方針には、

- ・経営のために不可欠な「成果を重視した行政経営」
 - ・市民や企業など様々な担い手により公共を運営していく「新しい公共空間の形成」
 - ・経営の基礎となる「健全な財政基盤を確立し変化に対応できる行政経営」
- を掲げ戦略的な行政経営を目指しています。

3つの柱の1つ目「成果を重視した行政経営」ですが、このプランでは、予算や人員を投資して行われた事業が、市民にどれだけ高い満足度を提供したかという成果重視の行政経営への転換を目指しています。

実施項目として

- ・行政評価制度の推進
- ・目標と成果指標による施策展開
- ・行政評価によるスクラップ・アンド・ビルドの実施
- ・市民本位のサービス提供体制の充実
- ・職員の意識改革と人材育成の5項目があり、その中の具体的な取り組み項目として
- ・事務事業評価の推進
- ・土曜日の窓口開設（市民課と保険年金課の一部業務）
- ・スポーツ施設や青少年会館の月曜開館の実施
- ・職員提案制度の推進などがあります。

2つ目の柱は「新しい公共空間の形成」です。「新しい公共空間」とは、資料の下段にイメージ図がありますが、かつては「公共」の領域と行政により提供されるサービスの範囲は概ね一致していました。しかしながら昨今は、少子高齢化などにより「公共」の領域が拡大する一方で、財政難等により行政で対応できる範囲が縮小の傾向にあります。このため「公共」の領域と「行政」により提供されるサービスの範囲にかなりのズレが生じています。このズレの領域も「公共」の領域であることに変わりないため、行政が一定の関わりを保ちながらも、新たに地域住民の方やNPO、民間企業など地域における様々な主体が、それぞれの立場で「公共」を担うこと

で、従来の行政の手法では対応が難しくなってしまった領域や内容のサービスが提供されるようになるというのが「新しい公共空間」の考え方です。行政の役割は「新しい公共空間」の進展に伴い、企画立案や条例制定など「行政」でなければ対応しえない部分に重点化していくことになります。実施項目として

- ・行政の役割分担の明確化
- ・市民等との協働による地域経営
- ・民間の活力を生かした施策展開
- ・市民と行政の情報の共有化
- ・透明で公平・公正な行政の推進の 5 項目があり、具体的な取組み項目としては
- ・NPO との協働を推進するための体制づくり
- ・民間委託の推進
- ・指定管理者制度の導入などがあります。

3 つ目の柱は「健全な財政基盤を確立し変化に対応できる行政経営」です。多様化する市民ニーズに応えていくためには健全で安定した財政構造の確立と、より効率的で問題解決能力のある組織への転換が急務となっています。このため、経費全般にわたる見直しを行うとともに、財源の確保に取組み健全な財政基盤を築くことを目指すとともに、庁内分権化や電子自治体の推進などにより、効率的で問題解決能力を備えた組織作りを進めていこうとするものです。

実施項目として

- ・収入確保への積極的な取り組み
- ・行政コストの縮小化
- ・市有財産の活用及び公共施設の機能再編成等
- ・職員数の適正化
- ・組織・機構の見直し
- ・電子自治体の推進の 6 項目があり、具体的な取組み項目としては
- ・スポーツ施設の駐車場の有料化
- ・市税徴収率の向上
- ・職員給与の見直し
- ・職員数適正化計画の推進
- ・議会本会議・常任委員会のインターネット中継などがあります。

次に 3 ページをご覧ください。プランの具体的な取り組みは、アクションプログラムとして 102 項目を設定し、市長を本部長とする行革推進本部会議において進行管理を図るとともに、みなさま方の行革市民会議に意見

を求め、取り組みについての評価を行い、目標の実現を目指しています。なお、20 年度の結果ですが、102 項目のうち、予定どおり進行した項目が 86 件、予定より遅れている項目が 16 件で、財政効果額は 12 億 1,635 万 6 千円でした。

続きまして、本市には、行革を推進していくための方針・指針として、組織の肥大化を抑制し効率的な組織運営をはかるため、職員数・組織運営の基本方針を定めた「鎌倉市の組織運営における基本的な方針」と行政関与の妥当性、実施主体の点検や公費負担と受益者負担など公的関与のあり方についての点検指針を定めた「事務事業に対する公的関与の点検指針」の 2 つがあり、これらに基づいて、行革を推進しております。

次に、行政組織をスリム化し、簡素で効率的な組織にするための手法について紹介いたします。

まず、「指定管理者制度の導入」です。「指定管理者制度」とは、それまで地方公共団体や外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした民間法人、NPO 法人に包括的に委託できるという制度です。鎌倉市で指定管理者制度を導入している施設は、現在 24 施設あります。主なものとしまして、「レイウエル鎌倉」「鎌倉芸術館」「老人福祉センター4 施設」「子育て支援センター3 施設」「笛田公園」「鎌倉文学館」「鎌倉体育館等のスポーツ施設 4 施設」などがあります。

「事業仕分け」とは、市が行っている事業が、「必要な事業かどうか」「必要ならば誰が取り組むのか」「取り組み方は今のままでよいか」などについて、公開の場で議論・評価し、行政サービスの整理を行うものです。鎌倉市では、7 月 10 日(土)に実施しました。仕分け結果については、今後市民のみなさん 2,000 人を対象としたアンケート調査を実施し、それらをふまえて平成 23 年度の予算編成や事業の見直しに活用していく予定でいます。

次に 4 ページをご覧ください。「市場化テスト」とは、公共サービスの担い手を民間参加の競争入札で決めることで、市町村の窓口業務で民間委託が可能な対象として、住民票の写しや地方税法に基づく納税証明書の交付などの 24 業務が明示されています。課題としては、法的規制緩和や対象となる事業の拡大が図られることがあげられます。

続きまして、職員数についてご説明いたします。

職員数につきましては、11 年度から 17 年度までの職員数適正化計画により、217 人の削減を図りました。さらに、17 年度から 22 年度までが計画期間である第 2 次職員数適正化計画により、150 人以上の削減を目指してきましたが、計画策定時には想定されていなかった消防署出張所の新設もあり、22 年 4 月 1 日時点で 146 人の削減という結果となり、目標を達成す

ることはできませんでした。

なお、計画は平成 22 年度で終了するため、今後、23 年度以降の新たな職員数適正化計画の策定に向けた準備を進めていきます。

職種別構成比率では、本市の特徴として、技能労務職（ごみ収集、作業センター、調理員など）・消防職の割合が高く、事務職の割合が低いことがあげられます。

また、他市より職員数が多い原因としては、地理的特性による支所や消防署などの数の多さや、ごみ収集の一部直営実施などが挙げられます。

最後に、行革を推進していくにあたり、行政経営の視点に立って、

- ・持っている資源（人・物・金・情報）を最大限活用する
- ・地方主権を確立する立場から、財源確保のために税財政制度の抜本的改革を図る
- ・聖域を設けずに事務事業の徹底的な見直しを図ること等が必要になっております。

続きまして、「鎌倉行政経営戦略プランの取組み及び実績について」資料にそってご説明いたします。それでは、資料 4 をご覧ください。

この報告書は、鎌倉行政経営戦略プランの平成 20 年度の取組み状況と実績をまとめたものです。

委員の皆様には 21 年度の取組みに対する評価をしていただく訳ですが、現在具体的な取組みに対する実績について取りまとめ中ですので、次の会議のときにお示しさせていただき、それをもとに評価をしていただくこととなります。今回は、前年度の報告書をもとに説明させていただきます。

この報告書は、20 年度末に、鎌倉行政経営戦略プランの具体的な取組項目であるアクションプログラムに搭載されている内容について、各担当課に平成 20 年度の取組と実績を照会し、その後ヒアリングを行い、まとめたものでございます。

それでは、説明を続けさせていただきます。

はじめに、1 ページ目ですが、「1 はじめに」として、鎌倉行政経営戦略プランの 3 つの「基本方針」、16 の「実施項目」、「具体的取組項目」について記載しています。

次に 2 ページ目から 3 ページ目にかけては、「2 プランの推進体制」と「3 鎌倉行政経営戦略プラン平成 20 年度の取組み状況と実績」について、「取組みの概要」についてと「財政効果」について記載しています。

平成 20 年度の取組結果についてですが、2 ページ下段にありますように 102 の具体的取組項目のうち、「予定どおり進行した項目」が 86 件、

「予定より遅れた項目」が 16 件でした。

3 ページをご覧ください。財政効果額としましては、通し番号 No. 52「指定管理者制度の導入」による 1 億 4,368 万 3 千円の管理運営経費の削減、No. 73「下水道使用料の適正化」による 3 億 9 千万円の歳入増、No. 75「スポーツ施設の駐車場の有料化による 382 万 1 千円の使用料収入の増、No. 76「青少年会館の一般利用者に対する利用料徴収」による 98 万 6 千円の使用料の増、No. 81「市税徴収率の向上」による 1 億 9,665 万円の税収増、No. 90「職員数適正化計画の推進」による 3 億 4,467 万 1 千円の人件費削減など、合計で 12 億 1,635 万 6 千円の成果がありました。

続きまして、4 ページ目から 13 ページ目までが「4 鎌倉行政経営戦略プラン アクションプログラム取組状況一覧表」です。

この表は、「鎌倉行政経営戦略プラン」の具体的な取組であるアクションプログラムの取組み状況を一覧表にまとめたものです。

資料の見方につきましては、左側から 3 つの基本方針、16 の実施項目、102 の具体的取組み項目、担当課名、通し番号、右のページに移りまして、平成 20 年度の取組状況、効果額等の目標値及び実績値を順に記載しており、右はじの列は上段が 18 年度から 22 年度の目標値、下段がそれに対応する実績値となっております。

次にアクションプログラムの取組状況であります、表の中心の「平成 20 年度の取組状況」をご覧ください。

- ・20 年度当初において計画が開始されているものについては「当初開始」
- ・20 年度内に開始したものを「年度内開始」
- ・継続して実施しているものを「継続」
- ・準備期間としたものを「準備」と取組状況を 4 つに分類してあります。

なお、「継続」のうち 19 年度の取組みにおいて「当初開始」または「年度内開始」した項目については、「＊」を「継続」の前に表示としてあります。そして予定どおり取り組めた項目には○印を施してあります。

それでは、各実施項目の 20 年度の取組及び実績について、主なものをご説明します。4 ページ目をお開き下さい。

まず基本方針 1「成果を重視した行政経営」の実施項目 4「市民本位のサービス提供体制の充実」については、「市民課土曜日窓口の開設」で昨年度より利用された方が増えました。保険年金課の一部業務の土曜窓口を含めて、20 年度実績は 4,945 件で 19 年度の実績の 1 日平均 116 件に対し、20 年度の実績は 118 件と利用件数は増えました。

「青少年会館の月曜開館」につきましては、20 年 10 月 1 日から月曜開館を実施し、年度末までに 783 人の利用がありました。

次に6ページをお開きください。次に基本方針2「新しい公共空間の形成」の実施項目をご説明します。実施項目2「市民等との協働による地域経営」につきましては、「NPOとの協働を推進するための体制づくり」において協働事業を募集し、6月の公開プレゼンテーションを経て協議に進む団体として市提案2件、市民活動団体提案1件の合計3件が選定されました。

次に6ページから9ページにかけました実施項目3「民間の活力を生かした施策展開」についてですが、8ページの「ごみ収集の委託化」におきましては、平成21年3月から不燃ごみ・植木剪定材の一部を委託化しました。「指定管理者制度の導入拡大」としましては、平成20年4月から鎌倉体育館などスポーツ施設4施設に指定管理者制度を導入しました。

また、「公立保育園の民営化」におきましては山崎保育園で平成20年4月から民営化を実施しました。

次に、10ページをお開きください。

基本方針3「健全な財政基盤の確立と変化に対応できる行政経営」についてご説明します。実施項目1「収入確保への積極的な取り組み」については、「スポーツ施設の駐車場の有料化」を平成20年7月から、「青少年会館の一般利用者に対する利用料徴収」を平成20年10月から実施し、収入確保に努めました。

「市税徴収率の向上」については、徴収率の目標値92.61%に対し、実績値92.52%と目標を下回りましたが、税込増額で見ると目標としていた1億7千万に対し、実績値は1億9,665万円と目標を上回りました。

実施項目4「職員数の適正化」につきましては、第2次職員数適正化計画を推進し、平成20年4月1日で1,459人と目標の1482人より23人の前倒しを達成しました。

なお、先ほど申し上げましたが、取組結果及び財政効果額につきまして12～13ページの欄外にも記載しております。

続きまして、14ページ目以降の「5 鎌倉行政経営戦略プラン アクションプログラム取組状況(1～101)」についてご説明いたします。

14ページをお開き下さい。1ページに1件の具体的取組項目を載せてあります。この表の上段のスケジュール欄までは、18年4月に策定したアクションプログラムシートそのものですが、中段には目標値及び実績値を配置しております。また、下段には18年度から21年度までの目標と取組状況を配置し、概要がわかる表としております。

次に鎌倉行政経営戦略プランの進行管理の流れについてご説明します。

プランについては、市長を本部長とする行革推進本部会議において進行管理を図っておりますが、具体的には、年度初めに担当課が前年度の取組みに対する実績を報告し、事務局でヒアリングを行いながら取りまとめます。取りまとめた、前年度の取組み及び実績について行革市民会議から意見・評価をもらいます。具体的には、評価項目を決定した後、評価表を作成・提出していただき評価結果報告書としてまとめます。その後、行革推進本部会議で実績と評価結果について審議を行い、市議会 9 月議会の総務常任委員会に報告した後にホームページ等で公表しております。

また、今年度上期までの取組状況につきましても市民会議から意見・評価をいただき、同様に行革推進本部会議で取組み状況について審議を行い、市議会 12 月議会の総務常任委員会に報告します。以上が 1 年の流れとなっています。以上で鎌倉行政経営戦略プランの取組及び実績についての説明を終わります。

会長： 何か質問はありますか。

A 委員： 勉強会等がありますか。

事務局： 個別にご意見や質問等があれば言っていただければ事務局で対応します。その内容については委員みなさんに次回の会議等でお示しします。またご要望があれば勉強会を行います。

会長： 具体的には 102 の項目の中でいくつか選び、実績について評価してもらいます。どのようなプランがあり、実績や位置づけなどまだ分かりにくいかと思います。例年、正式な会議とは別に勉強会を開き委員の理解を深めていただきます。

E 委員： 102 のプランの決まり方はどのようなものですか。

事務局： 今回のプランは平成 18 年度からのものです。前の年度に各課で行革のプランに載せるべきものを上げてもらいました。それが 102 項目です。

E 委員： それが市にとって適切なのかは誰が決めたのですか。

事務局： 行革推進課が中心になってプランの項目は取り決めました。

E 委員： 市としてどうあるべきか、大きな目標、方針を選別し各課に示していますか。その目標達成のために課としてはどう動くべきなのかというものがプランとして上がるのだらうと私は思います。

事務局： 行革のプランの方針にあったものを上げてほしいと提示しました。

C 委員： このプランは事務事業の項目から選びましたか。

事務局： 事務事業とはまた違います。

C 委員： ダブっているものはありますか。

事務局： 結果的に重なったものはあります。

A 委員： このプランが実施、実行されることにより、財政等の計画に反映される

ことは確認できるのですか。そこが重要なポイントになると思います。

質の高い市民サービスと効率的な経営ということですが、具体的な成果指標はありますか。われわれはそのような大きなものを評価するのではなく 102 の項目を評価するのでしょうか。

事務局： このプランで取扱っている項目の進行状況についての評価をお願いします。財政的な部分については、中期実施計画を立てています。実施計画事業を推進していくために、行革のプランを実施していきます。

A 委員： 私たち委員は、102 項目のうちの 10% くらいを評価することでよろしいでしょうか。全体を意識すべきではないかと思います。

会長： 全部を評価できればよいのですが、この時間内で行うのは無理です。例年はいくつくらいでしたか。

事務局： 16 ある実施項目の中で 6 項目ピックアップして評価していただきます。

A 委員： 実施項目には指標はありますか。

事務局： 実施項目についての指標はありません。

C 委員： 第 2 次基本計画の中にリンクしているものはありますか。

事務局： 実施計画の事業とリンクしているものはありますが、実施計画の事業がイコールプランになっているわけではありません。

服部財政課長： 中期実施計画を作成したときに 5 年間のスパンで見た財政計画を作成しています。中期実施計画を運用するための財政計画です。その財政的なものを支援するためにこちらのプランは考えられています。

A 委員： 私たち委員はプランの 21 年度と 22 年度の評価をするわけですから、22 年度最終年度の評価をするにあたっては、財政計画への着地との比較もできるのですね。

瀧澤経営企画部長： 実施計画は市が進める総合計画を具体的に進めるために 5 年ごとのスパンで作ったものです。行革のプランはそれを下支えするものであり、イコールではありません。期間年度はリンクしています。

A 委員： アクションプログラムをきちんと実施できれば、リンクされるのですよね。

瀧澤経営企画部長： 税収の滞納促進などは財政推計上の数値としてリンクさせていますが、プランすべてを財政計画に刷り込み、加えてそれを下支えとした実施計画が作られているかというところまでの形にはなっていません。

A 委員： ではたとえば、市の歳入が厳しくなってくるとアクションプログラムの歳出の部分の削減額をアップするというような機動性がありますか。プランそのものを見直すようなことはありますか。

瀧澤経営企画部長： 考え方はあるのですが、そのような進め方はしていません。またプランそのものを追加したり、削減したりということはしていま

せんが、内部では検討しています。

C 委員： 市民会議では、目標値を上げたり下げたり、実施項目を増やしたりということとはできますか。そのようなことを提言してもよいですか。

会長： 市民会議で委嘱されていることは進行管理です。目標値等について意見として言うことはできますが、こうなさいという権限はありません。

評価の中で、このような基準では甘いというような意見は言えますが、目標や基準をあげなさいということとはできません。

E 委員： 意見をあげたあとにはどのように対応されるのですか。

事務局： みなさまからいただいた意見については、対応する原局に報告します。

E 委員： 削減だけでなく、入る部分についての評価はしないのですか。税収の構成比はどうなっていますか。

服部財政課長： 歳入の合計は 579 億 2 千万円です。そのうち市税が 352 億 2 千万円で市民税が、178 億 5 千万円です。

会長： 具体的な数字は資料として出してください。また、財政状況については勉強会等で示してください。

C 委員： われわれがほしいデータはいただけるのですね。

瀧澤経営企画部長： 会議資料でも個人的な勉強のための資料でも用意は致します。

B 委員： われわれの任務は、プランの進行について評価をして、意見を述べることです。このプランの課題設定を変えるような権限はありません。目標値等について意見は言えます。その判断をするために必要な資料は用意してもらえます。

会長： それでは、次の議題 4 鎌倉行政経営戦略プラン平成 21 年度の取組み及び実績に対する評価についての説明をお願いします。

事務局： 21 年度の取組及び実績に対する評価方法ですが、事務局としては、これまでの評価内容と同様の方法でお願いできたらと考えています。例年の評価方法とは、全ての実施項目を評価するのではなく、評価する実施項目を絞ったうえで評価をしていただき、意見をそえるという方法です。

具体的には資料 8 の委員評価表をご覧ください。この表は、昨年度の評価表です。プランの 16 ある実施項目のうち、6 項目を選択し評価していただきました。評価項目は、前年度からの継続性や前年度の評価結果と比較できるということから、前年度と同じ項目について評価しています。

今年度も、昨年と同じ評価方法で、実施項目の中の具体的取組項目については既に終了したものなどを整理し項目数を少なくしたものをお示した上で、評価をお願いしたいと考えています。

具体的な評価方法についてですが、各実施項目に対し、表の上部に記載してありますとおり「市民サービス向上」「財政的効果」「行革への取り組み」の3つの視点で「A 認められる」「B 概ね認められる」「C 認められない・不十分」そして「F 評価不能」と4段階に評価していただいたうえで、総合評価を付ける方法となっております。また、右欄には評価に係る判断の理由・意見等を記入していただきます。

なお、各実施項目ではなく、21年度のプランの進行管理全般に対する意見や、鎌倉行政経営戦略プラン及び行財政改革全体に対する意見につきましては、資料8の裏面に意見を記入する欄がございますので、こちらにまとめていただけたらと思います。

以上の方法をまとめたものが、資料5「鎌倉行革市民会議委員評価結果報告書」の4ページ以降にありますので、参考としてご覧ください。

このように実施項目ごとに総合評価で認められる方、認められない方等評価結果に応じてまとめる予定です。

評価する項目の選択については、次回の会議の時に評価項目を決めていただき、本日は、評価の方法について協議いただければと思います。事務局としては従来通りの評価方法を提案させていただきます。

今回評価していただくにあたり、具合的な取組項目は、各実施項目の下にあるものですが、すでに取組みが終了しているものもあります。

内容を精査した上でお示ししますので、それについての評価をしていただければと考えています。

A委員： 去年からの課題などありますか。

会長： 昨年は評価する事業についてすべてではありませんが、ヒアリングを行いました。原課に説明をしてもらい質疑応答の形式で行いました。現場の方と意見交換をすることで、こちらも事業の内容等をより深く理解できます。以前は、資料だけで評価していました。

B委員： 評価するためにはいろいろなデータが必要です。必要なデータはほとんど事務局に要求した方がよいでしょう。

C委員： 資料に基づき、評価をするということですね。

事務局： はい。21年度分の資料を見ていただき評価していただきます。

B委員： 職員数についてなどは、全国にくらべて鎌倉市はどうかかなど、他市のデータ等も見ないことには判断ができません。そのようなデータを事務局に用意してもらえば評価もできるでしょう。

C委員： 職員数などは掲げた目標を達成していれば、評価は「良い」となります。そのような評価の仕方でよいのでしょうか。職員数といっても、外郭団体、非常勤職員など連結で示してもらわないと本当の数字が分からないので

はないでしょうか。

A 委員： そうなると目標値を変えることになりませんか。

E 委員： 行革市民会議の委員は目標値を変更させるまでの権限は認められていないということです。

会長： 意見は言えます。その意見を行政がどのように受け止めるかです。

B 委員： 議会で市民会議の意見を取り上げている議員もいます。

E 委員： 市民委員の役割はどんなものなののでしょうか。

会長： 外部の立場、民間の視点をぶつければ、原課もそれを受け止めて今後に生かしてくれます。この会議は重要なものです。委員のみなさんには、外部の目線を入れて、改革をしていくために、忌憚のない意見をどんどん出していただき、監視役になってもらいたいと思います。

C 委員： 客観的なデータをそろえてもらい意見交換することが大切でしょう。

会長： 例年勉強会を行い、データを事務局からもらいます。また B 委員は財政分析の詳細なデータをお持ちですのでそれを出していただいたりしています。

B 委員： 私の方でも用意できるデータがありますので勉強会などでこれから出していきます。

会長： 評価するわれわれには、責任があります。きちんとしたデータを持ち理解して評価しなくてははいけません。

C 委員： 項目によって評価が難しいですね。市民サービスの向上など分かりにくいですね。

会長： それは、委員がそれぞれの評価でよいと思います。どの部分で評価したのかを書いていただければよいでしょう。

B 委員： 市民サービスについては、コストの面からも判断する必要があります。そう言った点のデータも出してもらいました。

会長： これまでも、公民館の利用状況などについて、コストを知るためにバランスシートや財務資料を作って評価をしました。評価をする者もそれなりのデータを持つ必要があります。

C 委員： この評価はいつまでに行うのですか。スケジュールはどうなっていますか。

事務局： 今後のスケジュールについて説明します。次回ですが、8月上旬を目途に、第2回会議を開催いたしたいと考えています。内容につきましては、鎌倉行政経営戦略プランの平成21年度取組及び実績についての報告、評価項目の決定などを予定しています。

第2回会議で、評価項目が決定した後、委員の皆様には評価表を作成していただき、1週間程度を目途に評価表をメールにて提出していただい

ればと思います。提出していただいた評価表にもとづいて鎌倉行政経営戦略プランの21年度評価結果報告書(案)を作成します。

その後、8月20日頃の予定で第3回行革市民会議を開催し、鎌倉行政経営戦略プランの21年度評価結果報告書(案)について、委員の皆様から各自の評価についての説明をしていただきたいと思います。

委員の皆様にご確認していただいた後、8月25日(水)に行革推進本部会議を開催し、鎌倉行政経営戦略プランの21年度実績及び市民委員からの評価結果を報告します。行革推進本部会議で了承を得られましたら、9月中旬に開催予定の市議会総務常任委員会に実績及び評価結果を報告します。

A 委員： スケジュールが押していますね。ヒアリングなしでは、評価はしづらいですね。

C 委員： たとえば市民サービス向上などの定義がよくわからないのですが、そういうものについて分かりやすい資料、数値目標に置き換えた資料などがありますか。

事務局： 過去には、窓口に来た方にアンケート調査を行いました。その時のデータはあります。

C 委員： 目標にはなっていないですね。

事務局： プログラムの目標にはなっていません。

E 委員： 102の項目について、課単位で作っているそうですが、毎年の目標や結果を各課共通でトレースしているものはあるのですか。

事務局： 補助資料はあります。各課の年度目標、その実績などが載っています。その資料を見て評価していただきます。102の項目の中からどの項目について評価していただくか絞っていただきます。

A 委員： 評価するものを選定するにはどうしたらよいのですか。

会長： 数はそう多くできません。去年は6事業だったでしょうか。項目の選び方は、市の重点施策を基準にします。

C 委員： 目標とは何か、それをきちんとしなくてはいけないでしょう。

会長： 本来は外部が目標を出すべきだと思いますが、外部評価は行っていません。内部の目標や実績、評価をわれわれが評価します。外部の目から見てこのような目標ではダメだというような意見を書いていただくことはできます。

C 委員： 目標が数字のものやそうでないものがあります。数字でないものについては、どう置き換えて評価するのか。委員は評価して、提言をしていくのでしょうか、目標が明確でないものについて評価するのは難しいですね。

会長： 事業によっては目標が数字ではないので、明確に捉えられないものもあります。しかし行政評価も時間が経ってきてその辺りもだんだんよくなってきました。バランスシートなどがデータとして評価のサポートになってきました。

C 委員： 目標を統一していくことが必要でしょう。

事務局： 目標数値に対する達成度は評価できます。目標が数値になっていないものは、非常に評価しづらいです。われわれとしては数値目標にできるように進めていこうとしています。分かりやすい仕組みを作る努力をしていきたいと思います。

B 委員： 自治体の仕事は法令で決められているものがあります。評価する項目については法令等で決められているものではないもの、国のしほりがたい事業をなるべく選びます。

A 委員： 102 の項目の実績等の資料をいただけるのはいつですか。それを見て、どの項目について評価するのかを決めるわけですね。

事務局： はいそうです。102 の項目は只今取りまとめています。来週中にはできると思います。次回の会議については、このあと調整します。

瀧澤経営企画部長： 資料の方は次回の会議の前に委員のみなさんにお届けして、評価したい項目等を検討していただきたいと思います。また、評価するために必要となるデータや資料についても要望を出していただければ用意します。

A 委員： 3 回目の会議の前にヒアリングをしていただきたいと思います。

会長： 来週末 23 日位までには資料を出してもらい、それを見てどの項目を評価するか、それについて必要な資料等をあらかじめリストアップしてください。次回の日程は、8 月 3 日（火）でいかがでしょう。

委員一同： 了承

会長： では、次回 8 月 3 日（火）午後 1 時から 3 時ということです。今回は評価事業の選定をして、それについてヒアリングするかどうか決めたいと思います。それでは第 1 回行革市民会議を終了いたします。お疲れ様でした。